

(仮訳)

1979年食品法に基づき制定する保健省告示(案)(第…版)…年、
件名「栄養表示(第2版)」および件名「栄養表示およびエネルギー、
糖質、脂質、ナトリウムをGDA様式にて表示しなければならない食品(第3版)」の要点

経緯

現在、エネルギー、糖質、脂質およびナトリウムをGDA様式にて表示するに当たり、1979年食品法に基づき制定する保健省告示(2018年)第394号、件名「栄養表示およびエネルギー、糖質、脂質、ナトリウムをGDA様式にて表示しなければならない食品」を順守できないという以下のような実施面の苦情および問題の事例が発生している。

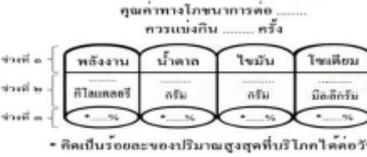
1. ラベルに印刷する色の数に制約があるため、線および文字の色を規定通りに使用できない、すなわち黒色又は濃青色が使えない。
2. インスタントラーメンを収納する段ボール箱など、販売用に複数単位を一緒に収納する段ボール箱パッケージの場合、ラベルの地を白色にできない

よって、保健省食品・医薬品局が検討した結果、商売上の障害が生じないようにするため、関連する保健省告示を改正増補することが望ましく、1979年食品法に基づき制定する保健省告示(案)(第…版)…年、件名「栄養ラベル(第2版)」および1979年食品法に基づき制定する保健省告示(案)(第…版)…年、件名「栄養表示およびエネルギー、糖質、脂質、ナトリウムをGDA様式にて表示しなければならない食品(第3版)」を制定した。

保健省告示(見直し案)の要点

1. 1979年食品法に基づき制定する保健省告示(案)(第...版)...年、件名「栄養表示およびエネルギー、糖質、脂質、ナトリウムをGDA様式にて表示しなければならない食品(第3版)」

保健省告示第394号	保健省告示見直し案	検討の方向性
<p>1.2 円筒の縁の色は、場合に応じて黒色、濃青色又は白色のいずれかの色で表し、かつラベルの地の色と対照的な色とすること。</p> <p>1.3 円筒内部の地の色は白色のみとすること。</p> <p>1.4 円筒内部の各仕切り線は黒色又は濃青色の線とし、かつ円筒内部に表示する文字の色と同じ色とすること。</p>	<p>1.2 円筒の縁および内部の仕切り線の色は、円筒内部に表示する文字の色と同じ色とし、かつラベルの地の色と対照的な色とすること。</p> <p>1.3 円筒内部の地の色は白色のみとすること。<u>ただし、段ボール箱など、販売用に複数の食品を同じ容器と一緒に包装した大型の容器包装で、かつ内部の地の色を白色にできない制約がある場合は、円筒内部の地の色として任意の色を一色のみ用いると共に、はっきりと読めるようにすること。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> - 円筒の縁および仕切り線の色の規定を見直し、実施できるようにすると共に、食品および容器包装ラベル表示のイノベーションを妨げない。 - 枠の地の色の表示規定を見直し、卸売販売用の木箱など、一度に全部食べられない1単位パッケージの食品で、販売用に複数の包みを一緒に包装した食品の場合に限り、白色の地を表示できない場合に他の色を表示できるようにする。ただし、その場合にもはっきりと見え、読めること。

保健省告示第 394 号	保健省見直し案	検討の方向性
<p>1.5 ラベルの前面部分に見え易く、はっきりと読めるように表示すること。</p>  <p>2. ラベルの表示条件として、見え易く、はっきりと読める形式および文字の大きさを、円筒に以下の順で、エネルギー、糖質、脂質およびナトリウム値を表示すること。</p> <p>2.1 パート 1 に円筒内の仕切り線の色と同じ色で、「エネルギー」、「糖質」、「脂質」および「ナトリウム」の文言を表示する。</p>	<p>2.1 パート 1 に円筒内の仕切り線の色と同じ色で、「エネルギー」、「糖質」、「脂質」および「ナトリウム」の文言を表示する。<u>ただし、場合に応じて「糖質」という言葉の代わりに「全糖質」および「脂質」という言葉の代わりに「全脂質」という文言を表示してもよい。</u></p>	<p>- 規定を見直して、保健省告示第 445 号、件名「栄養表示」に基づく栄養情報枠への表示を定めた文言と一致するように、GDA ラベルの栄養素の文言を追加表示できるようにする。</p> 
<p>2. ラベルの表示条件として、見え易く、はっきりと読める形式および文字の大きさを、円筒に以下の順でエネルギー、糖質、脂質およびナトリウム値を表示すること。</p>	<p>2. ラベルの表示条件として、見え易く、はっきりと読める形式、<u>文字の色</u>および文字の大きさを、円筒に以下の順で、エネルギー、糖質、脂質およびナトリウム値を表示すること。</p>	<p>- 1.2 項で文字はどの色でも表示できるようにし、黒白および青色に限定する義務を課さないようにしたので、内容を拡張して明確にする。</p>

2. 1979年食品法に基づき制定する保健省告示(案)(第...版)...年、件名「栄養表示(第2版)」

枠の地の色の表示規定を見直し、1979年食品法に基づき制定する保健省告示(案)(第...版)...年、件名「栄養表示およびエネルギー、糖質、脂質、ナトリウムをGDA様式にて表示しなければならない食品(第3版)」の規定の見直しと一致させる。そのために、卸売販売用の木箱など、一度に全部食べられない1単位パッケージの食品で、販売用に複数の包みを一緒に包装した食品の場合に限り、白色の地を表示できない場合に妥当性に応じて他の色を表示できるようにする。ただし、その場合にもはっきりと見えて、読めること。

【免責条項】

この日本語訳は、タイ政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、ジェットロバンコク事務所が作成した非公式なものです。正確性を保証するものではありませんので、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

原典については、下記をご覧ください。本URLは2025年3月11日時点で有効であることを確認しておりますが、今後URLが変更・削除される可能性もございます。

(ウェブページ)

<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=738606450087174144&name=Essence-NL-GDA.pdf>